

労働政策審議会令の一部を改正する政令案要綱

一 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三百三十七号）の施行に伴い、労働条件分科会及び職業安定分科会の所掌事務に同法の規定により労働政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加すること。（本則関係）

二 この政令は、平成二十七年四月一日から施行すること。（附則関係）